

## 京都府立医科大学附属図書館視聴覚室利用細則

平成 4 年 5 月 7 日

京都府立医科大学告示第 4 号

改正 平成 12 年 7 月 1 日告示第 5 号

京都府立医科大学附属図書館視聴覚室利用細則を次のように定める。

京都府立医科大学附属図書館視聴覚室利用細則

(目的)

第 1 条 この細則は、京都府立医科大学附属図書館利用規則（平成 4 年京都府立医科大学訓令第 5 号）第 2 条第 2 項の規定により、京都府立医科大学附属図書館視聴覚室（以下「視聴覚室」という。）を利用する場合の必要な事項を定めることを目的とする。

(利用時間)

第 2 条 視聴覚室の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 平 日 午前 9 時から午後 7 時 45 分まで

(2) 土曜日 午前 10 時から午後 5 時 45 分まで

(利用の制限)

第 3 条 視聴覚室は、備付機器を使用する場合のほかは利用できない。

(利用手続)

第 4 条 視聴覚室（ビデオルームを除く。以下同じ。）を利用しようとする者は、AV ルーム利用許可申請書（別記第 1 号様式）又はビデオ編集室利用許可申請書（別記第 2 号様式）を附属図書館長に提出し、許可を受けなければならない。

(予約)

第 5 条 視聴覚室の利用については、利用しようとする日の属する月の前月の 1 日から予約することができる。

(利用方法)

第 6 条 AV ルーム又はビデオ編集室を利用する際は、カウンターで鍵を受け取り、利用後は、機器及び室内を原状に復し、施錠の上、鍵をカウンターに返却しなければならない。

附 則

この告示は、平成 4 年 5 月 8 日から施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 1 日告示第 5 号）

この告示は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。